

○ 企業内容等の開示に関する留意事項について（平成11年4月大蔵省金融企画局）

改 正 案	現 行
(削る)	<p>本ガイドラインは、あくまで法令等の適用に当たり、留意すべき事項（制定・発出時点において最適と考えられる法令等の解釈・運用の基準）を示したものであり、個別の事情に応じて、法令等の範囲内においてこれと異なる取扱いとすることを妨げるものではない。</p>
<p>A 共通事項</p> <p><u>1－1 基本事項</u></p> <p><u>1－1－1 ガイドラインの趣旨</u></p> <p>本ガイドラインは、あくまで法令等の適用に当たり、留意すべき事項（制定・発出時点において最適と考えられる法令等の解釈・運用の基準）及び審査・処分の基準・目安等を示したものであり、個別の事情に応じて、法令等の範囲内においてこれと異なる取扱いとすることを妨げるものではない。</p> <p>なお、本ガイドラインにおいて明示された事項に限らず、法令等の解釈・適用に当たっては、法令の趣旨を踏まえた実質的な解釈・適用がなされることに留意する。</p> <p><u>1－1－2 基本的な考え方</u></p> <p>開示行政の目的は、企業内容等の適切な開示を確保することにより、有価証券の発行及び金融商品等の取引等を公正にし、有価証券の流通を円滑にするほか、資本市場の機能の十全な発揮による金融商品等の公正な価格形成等を図り、もって国民経済の健全な発展及び投資者の保護に資することにある。</p> <p>開示行政を行うに当たっては、個別具体的に列挙された規定のみを機械的・画一的に適用するのではなく、法令の趣旨を踏まえ、投資者が投資判断を行うに当たり必要な情報が、投資者に理解しやすく、誤解を生じさせない形で、適切に開示されることを確保することが必要である。</p> <p>このような目的を果たすためには、開示内容が、投資者の投資判断に当たっての必要性や社会常識等に照らして判断されたものであることが重要であり、開示しようとする項目・事項が個別具体的に規定されていないことや前例がないこと等をもって、開示する必要がないと考えることがないように留意する必要がある。また、提出者等にとって都合が悪い事項が開示されないことや、提出者等の主観的な判断及びその時々における一貫性のない判断によって開示が行われることなどにより、投資者の適切な投資判断を損なうことがないように注意を払う必要がある。</p> <p>なお、開示書類に係る訂正命令や発行開示に係る効力停止命令等の不利益処分の実施に当たっても、内閣府令やガイドライン等の規定において、個別具体的に列挙された事項のみが開示されれば十分と考えるのではなく、法令の趣旨を踏まえ、常に公益又は投資者保護の観点から、当該処分の是非及び内容を検討する必要がある。</p>	(新設)

## 1－2 事務処理

### 1－2－1 事務処理の範囲

開示行政において、財務局(福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。)は原則として、開示書類の受理時における審査、有価証券届出書又は発行登録書の効力発生前審査等を行うほか、公益又は投資者保護のため、開示内容を速やかに訂正する必要があると考えられる場合等においては、開示書類受理後又は効力発生後における審査等を行うことに留意する。

なお、金融庁担当課室は、財務局の開示行政に係る審査等の事務に対し、指導・助言を行うことを基本とする。

### 1－2－2 効率的・効果的な事務

行政当局等の限られた資源を有効に利用する観点から、開示行政事務は効率的・効果的に行われる必要がある。したがって、提出者等に報告や資料提出等を求める場合には、公益又は投資者保護上、必要なものに限定するよう配意するとともに、開示書類の審査は、公益又は投資者保護上、重要性が高いと考えられる事案や多数の投資者が参加していることに鑑み、法に規定されている金融商品取引所(以下「取引所」という。)に上場されている有価証券を発行している会社等(以下「上場会社」という。)が提出する書類の審査を優先的に行なうなど、総花的・画一的な事務を行なわないよう注意する必要がある。

### 1－2－3 迅速な対応

開示書類については、その性格上、速やかに公衆縦覧されることを鑑みれば、開示書類に虚偽記載等の問題がある場合には、迅速に必要な訂正が行なわれることが重要である。よって、財務局・金融庁は開示書類に問題があることを発見した場合、可及的速やかに行政処分を含めた適正な開示に向けての行政上の対応の検討を開始する必要がある。

### 1－2－4 事前相談

有価証券届出書等については、提出後に記載内容に重要な事項の不備があることが発見され、訂正届出書が提出された場合、効力が予定どおり生じない等当初予定された日程の変更が避けられないことがあり得る。そのため、このような書類を含め、財務局担当課室は、開示書類の記載内容等について事前の相談に応じることとする。

ただし、事前の相談は、記載上の主要な論点について行なわれるものであって、財務局担当課室が記載内容全てを事前に確認するために行なうものではないことに留意するとともに、提出される開示書類について真実性・正確性等を保証するものではないことに留意する。

## 1－3 相互連携

### 1－3－1 金融庁・財務局における連携

#### (1)連携に関する考え方

開示行政において、金融庁と財務局との間では、必要と考えられる情報について

適切に情報交換等を行い、問題意識の共有を図る必要がある。

そのため、複雑かつ困難と考えられる事案以外の情報等についても、適宜、適切な情報提供や積極的な意見交換を行う等、連携の強化に努めることとする。また、財務局間においても、他の財務局の所掌に属する開示書類の問題等を把握したときは、金融庁への情報提供に加え、適宜、関連する他の財務局への情報提供を積極的に行う等、財務局間の連携強化に努めることとし、金融庁・財務局内において、必要に応じ、監督担当部局等とも連携を図ることとする。なお、連携に際しての情報の取扱い等については、適切に行うこと留意する。

## (2)複雑かつ困難な事案に関する検討

財務局担当課室は、処理に当たって複雑かつ困難と考えられる事案については、必要に応じ、金融庁担当課室の指導・助言を受け、内容等について十分検討することとする。

### 1－3－2 監視委との連携

財務局と開示検査を担当する証券取引等監視委員会（以下「監視委」という。）は、適切な連携を図ることにより、開示書類の虚偽記載等の問題に的確に対応することが重要である。

こうした観点から、監視委に対し、財務局において把握した虚偽記載等の調査を行って必要と思われる情報が、広範に提供されるよう努めることとする。また、監視委が把握した情報のうち、公益又は投資者保護上、適正な開示が行われるため必要な情報については、金融庁・財務局と共有されることが望ましい。

なお、連携に際しての情報の取扱い等については、適切に行うこと留意する。

### 1－3－3 金融商品取引所等との連携

取引所及び金融商品取引業者並びに金融商品取引業協会（認可金融商品取引業協会又は公益法人金融商品取引業協会をいう。）とは、市場の透明性を確保し、市場に対する投資者の信頼を高め、市場の健全な発展を図っていくために、適切な連携を行う必要がある。

特に、上場会社は、法令上の規制と併せて各取引所の定める諸規則等を遵守する必要があることに鑑み、金融庁・財務局と取引所との間では、公益又は投資者保護を図る目的の範囲において、必要と考えられる情報について情報交換を適切に行うとともに、連絡会議の開催や意見交換等を通じ問題意識の共有を図るよう努めることとする。

なお、金融庁・財務局と取引所間において、開示内容の整合性を図る等必要な範囲で、有価証券の発行予定に関する情報交換等は積極的に行うこととするが、当該情報については、各機関が定めた実施手順等に即した厳格な管理が必要であることに留意する。

### 1－4 情報

#### 1－4－1 ディスクロージャー・ホットラインでの情報受付

開示義務違反等に係る情報収集を行うため、金融庁担当課室はディスクロージャ

#### 一・ホットラインを開設・運営することとする。

ディスクロージャー・ホットラインは開示書類に関し、開示義務違反等に係る情報提供を、電子メール、ファックス又は郵送により受け付けるものとし、受け付けた情報については、その内容に応じ財務局及び監視委に回付することとする。

##### 1-4-2 情報の回付

財務局担当課室が、法の開示義務違反等に係る情報等を受けた場合、その内容を記録し、速やかに金融庁担当課室に報告するものとする。金融庁担当課室は、開示義務違反等に係る情報等について、監視委に情報提供を行うこととするほか、必要に応じ、監督担当部局等にも情報提供を行うこととするが、財務局・金融庁は、当該情報の機密性に応じた適切な取扱いを行う必要があることに留意する。

また、金融庁担当課室が運営するディスクロージャー・ホットライン又は監視委等から回付された情報等のうち、財務局担当課室の審査において、参考になると考えられるものについては、所管の財務局に回付することとする。

なお、監視委による開示に関する報告聴取の権限行使の結果について、金融庁が法第194条の7第5項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、所管の財務局に結果内容を回付するものとする。

#### 1-5 法令照会等

##### 1-5-1 法令照会の対応

###### (1) 照会を受ける内容の範囲

照会を受ける内容の範囲は法の開示制度に関するものとする。なお、照会が権限外の法令等に係るものであった場合には、コメント等は慎むものとする。

###### (2) 照会に対する回答方法

- ① 本ガイドライン又はパブリック・コメント等の既存資料により回答可能なものについては、適宜回答するものとする。
- ② 財務局が照会を受けた際、回答に当たって判断がつかないもの等については、その内容を記録し、金融庁担当課室と電子メール等により協議後、回答するものとする。
- ③ 照会頻度が高いもの等については、必要に応じ金融庁担当課室及び財務局担当課室において保存するものとする。
- ④ 照会者が照会事項に関し、書面による回答を希望する場合であって、法令適用事前確認手続の利用が可能な場合には、照会者に対し、金融庁の法令適用事前確認手続を利用するよう伝えることとする。

##### 1-5-2 法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度）の対応

法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度）とは、民間企業等が実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、当該行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかを、あらかじめ当該規定を所管する行政機関に確認し、その機関が回答を行うとともに、当該回答を公表する制度であり、金融庁では、法令適用事前確認手続きに関する細則を定めているので、制度の利用に当たっては「金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則」に従うものとする。

## 1-6 行政指導等

### 1-6-1 行政指導等を行う際の留意点等

金融庁・財務局が行政指導等（行政指導等とは行政手続法第2条第6号にいう行政指導に加え、行政指導との区別が必ずしも明確ではない情報提供、相談、助言等の行為を含む。）を行うに当たっては、行政手続法等の法令等に沿って適正に行うものとする。特に行政指導等を行う際には、以下の点に留意する。

#### （1）一般原則（行政手続法第32条）

① 行政指導等の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されているか。

例えば、以下の点に留意する。

イ 行政指導等の内容及び運用の実態、担当者の対応等について、相手方の理解を得ているか。

ロ 相手方が行政指導等に協力できないとの意思を明確に表明しているにもかかわらず、行政指導等を継続していないか。

② 相手方が行政指導等に従わなかったことを理由として不利益な取扱いをしてはいないか。

イ 行政指導等に従わない事実を法律の根拠なく公表することも、公表することにより経済的な損失を与えるなど相手方に対する社会的制裁として機能するような状況の下では、「不利益な取扱い」に当たる場合があることに留意する。

ロ 行政指導等を行う段階においては処分権限を行使するか否かは明確でなくとも、行政指導等を行った後の状況によっては処分権限行使の要件に該当し、当該権限行使がある場合に、そのことを示して行政指導等をすること自体を否定するものではない。

#### （2）申請に関する行政指導等（行政手続法第33条）

申請者が当該行政指導等に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導等を継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げるようなことをしていないか。

① 申請者が、明示的に行政指導等に従わない旨の意思表示をしていない場合であっても、行政指導等の経緯や周囲の客観情勢の変化等を勘案し、行政指導等の相手方に拒否の意思表示がないかどうかを判断する。

② 申請者が行政指導等に対応している場合でも、申請に対する判断・応答が保留されることについても任意に同意しているとは必ずしもいえないことに留意する。

③ 例えば、以下の点に留意する。

イ 申請者が行政指導等に従わざるを得ないようにさせ、申請者の権利の行使を妨げるようなことをしていないか。

ロ 申請者が行政指導等に従わない旨の意思表明を明確には行っていない場合、行政指導等を行っていることを理由に申請に対する審査・応答を保留していないか。

ハ 申請者が行政指導等に従わない意思を表明した場合には、行政指導等を中止し、申請に対し、速やかに適切な対応をしているか。

(3) 許認可等の権限に関する行政指導等（行政手続法第34条）

許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限行使することができない場合又は行使する意思がない場合にもかかわらず、当該権限行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導等に従う事を余儀なくさせていいか。

例えば、以下の点に留意する。

- ① 許認可等の拒否処分をすることができないにもかかわらず、できる旨を示して一定の作為又は不作為を求めていないか。
- ② 行政指導等に従わなければすぐにでも権限行使することを示唆したり、何らかの不利益な取扱いを行ったりすることを暗示するなど、相手方が行政指導等に従わざるを得ないように仕向けてはいないか。

(4) 行政指導等の方式（行政手続法第35条）

- ① 行政指導等を行う際には、相手方に対し、行政指導等の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示しているか。

例えば、以下の点に留意する。

イ 相手方に対して求める作為又は不作為の内容を明確にしているか。

ロ 当該行政指導等をどの担当者の責任において行うものであるかを示しているか。

ハ 個別の法律に根拠を有する行政指導等を行う際には、その根拠条項を示しているか。

二 個別の法律に根拠を有さない行政指導等を行う際には、当該行政指導等の必要性について理解を得るため、その趣旨を伝えているか。

- ② 行政指導等について、相手方から、行政指導等の趣旨及び内容並びに責任者を記載した書面の交付を求められた時は、行政上特別の支障がない限り、原則としてこれを交付しているか（ただし、行政手続法第35条第3項各号に該当する場合を除く。）。

イ 書面の交付を求められた場合には、できるだけ速やかに交付することが必要である。

ロ 書面交付を拒みうる「行政上の特別の支障」がある場合とは、書面が作成者の意図と無関係に利用、解釈されること等により行政目的が達成できなくなる場合など、その行政指導等の趣旨及び内容並びに責任者を書面で示すことが行政運営上著しい支障を生じさせる場合をいう。

ハ 単に処理件数が大量であるだけの場合や単に迅速に行う必要がある場合であることをもって、「行政上特別の支障」がある場合に該当するとはいえないことに留意する。

1-6-2 面談等を行う際の留意点

職員が、職務上、外部の者と面談等（面談、電話、電子メール、ファックス等によるやりとりをいう。以下同じ。）を行うに際しては、下記の事項に留意するものとする。

- ① 面談等に参加する職員は、常に綱紀及び品位を保持し、穏健冷静な態度で臨んでいるか。

- ② 面談等の目的、相手方の氏名・所属等を確認しているか。
- ③ 面談等の方法、面談等を行う場所、時間帯、参加している職員及び相手方が、面談等の目的・内容からみてふさわしいものとなっているか。
- ④ 面談等の内容・結果について双方の認識が一致するよう、必要に応じ確認しているか。特に、面談等の内容・結果が守秘義務の対象となる場合には、そのことが当事者双方にとって明確となっているか。
- ⑤ 面談等の内容が上司の判断を仰ぐ必要のある場合において、状況に応じあらかじめ上司の判断を仰ぎ、又は事後に速やかに報告しているか。また、同様の事案について複数の相手方と個別に面談等を行う場合には、行政の対応の統一性・透明性に配慮しているか。

#### 1-6-3 連絡・相談手続

面談等を通じて行政指導等を行うに際し、行政手続法に照らし、行政指導等の適切性について判断に迷った場合等には、金融庁担当課室に連絡し、必要に応じその対応を協議することとする。

#### 1-7 一般的な開示書類の記載における留意事項

開示書類の記載内容の審査に当たっては、以下の一般的な観点で行なわれているかどうかに留意する。なお、金融庁・財務局が、開示内容が真実かつ正確であり若しくは重要な事項の記載が欠けていないことを認定し、又は有価証券の価値を保証若しくは承認したものであるとの誤解を提出者等に与えてはならないことに留意する（法第23条等参照）。

##### (1) 真実性・正確性

開示制度が投資者の投資判断材料に資するものとして有効に機能するためには、真実かつ正確な開示がなされる必要がある。

##### (2) 重要性

投資者の投資判断に誤解を生ぜしめないためには、個別に規定されていない事項であっても、投資者の投資判断上、重要な事項であれば開示される必要がある。なお、重要な事項であるか否かは、個別の事情及び具体的な事案等に応じて実質的に判断される必要があり、投資情報として必ずしも重要でない事項について、漏れなく開示が要求されるものではない。

##### (3) 迅速性

投資者が合理的な投資判断を行うためには、速やかに情報開示がなされる必要がある。したがって、投資者に遅滞なく情報を提供すべきものについて、記載事項の一部が確定できないという理由のみをもって、開示書類の提出を行わないという考えをとることは適当ではない。

##### (4) 明瞭性

開示書類は原則として、一般投資者が閲覧し、投資判断を行うものであるので、記載される内容が簡潔かつ明瞭に記載されることをもって、理解し得るものである必要がある。一般投資者に理解されるためには、例えば、専門用語等難解な用語の注釈や複雑で長い説明文章の要約が記載されたり、企業間の比較検討等ができるよう記載内容の充実が図られたりすることが求められる。

## (5)客観性

投資者が閲覧し、自己の責任において投資判断を行うという原則からすると、投資者の投資判断を惑わせる開示はなされるべきではなく、そのためには開示される事実については客観的に記載される必要がある。

## (6)適法性

有価証券については、その実体又は発行の手続き等について、会社法（外国会社であればそれに相当するもの）及びその他の規制等が適用される場合があるので、これらに抵触しないように対応する必要がある。

### 1-8 不利益処分

#### 1-8-1 不利益処分の基本的な考え方

開示書類に対する訂正命令等の不利益処分を行うに当たっては、法で規定された要件を個別に検討するほか、金融・資本市場に対する信頼性を損なうなど公益を著しく侵害していないか、多数の投資者が被害を受けるかどうか、投資者が受ける影響がどの程度か等の公益又は投資者保護上の必要性・適当性を勘案するとともに、それ以外に考慮すべき要因がないかどうかを検討した上で、不利益処分の是非及び内容を判断することとする。

#### 1-8-2 検査結果等への対応

監視委が実施した開示書類の提出者等に対する報告徴取・検査の結果等により、訂正命令等の不利益処分について勧告があった場合、財務局においては、速やかに聴聞の手続に入るものとする。ただし、勧告の内容について、検討を行った上で、必要に応じ、報告徴取等による当該結果等の確認を行うものとする。

#### 1-8-3 行政手続法との関係等

##### (1)行政手続法との関係

法の規定により、訂正届出書の提出命令等の不利益処分にかかる聴聞を行なおうとする場合には、以下の事項に留意する。

① 聽聞は、法第186条の2の規定に基づき公開して行なうが、聴聞される者から相当な理由により非公開の申出があった場合は、それを認めるものとする。なお、聴聞される者から非公開の申出がない場合においても、聴聞の内容が公開されることについて、公益上の観点から検討を行わなければならないことに留意する。

② 行政手続法第14条の規定に基づく処分の理由の提示は、同法第15条第1項に規定する聴聞の通知書面において示すこととする。

③ 行政手続法第15条第1項に基づき、聴聞の通知書面を発してから聴聞の期日までに相当な期間をおく必要があるが、当該期間は事案に則り決定するものとする。

##### (2)行政不服審査法との関係

報告徴取命令、又は訂正届出書の提出命令等の不利益処分を行おうとする場合には、行政不服審査法第5条の規定に基づく審査請求ができる旨を書面において示すこととする。

### (3)行政事件訴訟法との関係

報告徵取命令、又は訂正届出書の提出命令等の不利益処分を行おうとする場合には、行政事件訴訟法第8条の規定に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる旨を書面において示すこととする。

#### 1-8-4 不利益処分等の公表

訂正命令等の不利益処分については、投資者に対し注意喚起を行い、また、処分に対する予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、処分の原因となつた事実及び処分の内容等を公表することとする。なお、その場合、個人のプライバシーについて配慮することに留意する。

また、訂正命令等の不利益処分を行おうとする又は重要参考情報を公衆縦覧に供しようとする場合には、必要に応じて、関係当局・海外監督当局等への連絡を行うものとする。

#### 1-9 その他

##### 1-9-1 外国会社の取扱い

当ガイドラインにおいて、外国の者（会社以外の者を含む。）が発行者である場合、別に定める事項以外の事項については原則として同様に取り扱うものとするが、根拠となる当該外国の法令等により、やむを得ない事情がある場合、必要性に応じ、別の取扱いの検討を行うものとする。

##### 1-9-2 電子開示手続時間の延長

電子手続府令第2条第3項の規定による入力又は開示用電子情報処理組織を使用して電子開示手続若しくは任意電子開示手続を行うことができる時間（以下1-9-2において「手続時間」という。）は、開示用電子情報処理組織による手続の特定等に関する留意事項について（平成14年6月大蔵省金融企画局）1-2により、原則として午後5時15分までとされているところであるが、例えば、法第5条第1項ただし書の規定により、発行価格その他開示府令第9条で定める事項（以下1-9-2において「発行価格等」という。）を記載しないで有価証券届出書（臨時報告書を含む。）を提出し、当該発行価格等の決定に伴い訂正届出書（当該訂正届出書に付随して提出される臨時報告書の訂正報告書を含む。以下1-9-2において同じ。）を提出する場合において、やむを得ない理由により当該訂正届出書の提出に係る電子開示手続を午後5時15分までに行うことができないときは、手続時間を延長できることに留意する。

具体的には、発行価格等の決定に伴う訂正届出書提出に係る手続時間を延長したい旨、当日の午後5時までに当該訂正届出書を受理する財務局担当課室に対し、申し出がなされた場合には、財務局担当課室は、金融庁担当課室に連絡を行なった上で、午後7時までの間において当該訂正届出書を受理することに留意する。

## B 基本ガイドライン

### 法第4条（募集又は売出しの届出）関係

#### （組織再編に係る有価証券届出書の提出・受理について）

4-2-2 法第2条の2第2項に規定する組織再編成発行手続又は法第2条の2第3項に規定する組織再編成交付手續における発行価額又は売出価額の総額については、原則として、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）に定めるところによる株主資本等変動額、引き継ぐ株主資本等、又は株主資本等の総額とする。なお、当該組織再編成発行手続又は組織再編成交付手續において、当該株主資本の額が確定しないときは、適切な方法により算定された見込額をもって発行価額又は売出価額の総額とする。

#### （無届募集等について）

##### 4-2-3

###### イ 無届募集等に関する情報を入手した場合の対応

有価証券届出書又は発行登録書（発行登録追補書類を含む。）（以下4-2-3において「有価証券届出書等」という。）を提出せずに、募集又は売出し（法第4条第1項から第3項までの規定により届出を要するものに該当するものに限る。）を行っている場合（以下4-2-3において「無届募集等」という。）に関する情報を入手した場合は、被害の拡大を防ぐ観点から下記のような対応に努めることとする。

###### （1）情報の受付

投資者等から、無届募集等に関する情報提供があったときは、極力詳細な内容（無届募集等の行為者、所在地、代表者名、電話番号、募集又は売出しの実態、申出入氏名、申出内容を捜査当局へ連絡することの可否等）を聴取した上、次により対応する。

① 他の財務局内に本拠地のある者により行われている無届募集等の情報を受け付けた場合には、申出内容について聴取したうえで、本拠地のある財務局へ情報を連絡する（その後の対応は連絡を受けた財務局で対応することを基本とする）。

② 連絡先が判明しない業者については、更なる情報収集に努める。

③ 情報提供者から無届募集等を行っている者及び他の機関に連絡しないよう求められた場合には、情報提供者に不利益が及ばないよう留意する。

④ 無届募集等が疑われる場合には申出人においても捜査当局へ情報提供をするよう懇意する。

⑤ 投資者等からの苦情・照会の内容及び無届募集等を行っている者に対する当局の指導内容、相手方の対応等を時系列的に整理・記録しておく。

⑥ 捜査当局からの情報提供依頼があった場合には、事実関係を財務局担当課室長名において回答することとする。

###### （2）無届募集等を行っていることが判明した場合

直接受理した情報や金融庁・他の財務局から提供された情報により、行為者名

## A 基本ガイドライン

### 法第4条（募集又は売出しの届出）関係

（新設）

（新設）

及び連絡先が判明しており、かつ、実態がある程度判明している行為者については、直接、当該行為者に電話する等の方法により実態把握に努め、その結果、無届募集等が判明した場合には、次により対応する（検査当局による検査に支障が出る場合を除く）。

- ① 無届募集等に至った原因に故意性・悪質性がなく、投資者保護の観点から問題のある発行者でない場合には、直ちに有価証券届出書の提出を求める。
- ② 無届募集等に至った原因に故意性・悪質性があると認められる場合、その他投資者保護上必要と認められる場合には、検査当局に連絡するとともに、かかる行為を直ちに取り止めるよう様式4-1により文書による警告を行う。

(3) 無届募集等を行っていると断定するまでには至らない場合  
実態把握の結果、当該行為者が無届募集等を行っていると判明するまでには至らない場合であっても、行っているおそれがあると判断される場合には、様式4-2により文書による照会を行う（検査当局による検査に支障が出る場合は除く）。

(4) 警告を発したにもかかわらず是正しない場合  
様式4-1による警告を発したにもかかわらず是正しない者については、必要に応じ検査当局に対し告発を行うものとする。

(様式4-1)

無届けで募集を行っている者に対する警告書(案)

(商号)

(代表者の氏名)

〇〇財務(支)局長 印

金融商品取引法第4条の規定により、有価証券の募集は内閣総理大臣に届出をしているものでなければ、行うことができないこととなっております。

今般、当局が調査しましたところ、貴社の行為は有価証券の募集に該当するおそれがあると認められますので、直ちに当該行為を取り止めるよう警告します。

つきましては、貴社における是正措置状況を〇〇〇年〇月〇日までに書面によりご回答願います。

なお、期限までに回答がなされない場合若しくは当局の警告に応じられない場合は、しかるべき措置をとることとしますので、念のため申し添えます。

(注) 無届けで売出しを行っているおそれがある者に対しては、「募集」を「売出し」とする。

(様式4-2)

無届けで募集を行っているおそれがある者に対する照会書(案)

(商号)

(代表者の氏名)

〇〇財務（支）局長 印

金融商品取引法第4条の規定により、有価証券の募集は内閣総理大臣に届出をしているものでなければ、行うことができないこととなっております。

今般、当局に貴社が有価証券の募集に該当するおそれがある行為を行っているとの情報が寄せられております。

つきましては、貴社における当該行為の状況を〇〇〇年〇月〇日までに書面によりご回答願います。

なお、期限までに回答がなされない場合、捜査当局への情報提供等、必要な措置を行うことがありますので、念のため申し添えます。

(注) 無届けで売出しを行っているおそれがある者に対しては、「募集」を「売出し」とする。

#### □ 無届募集等に関する留意事項

以下に例示するような場合は無届募集等となるので十分注意すること。

- 有価証券の内容や勧誘の実態を含む諸状況に照らし、実質的に同一種類と認められる有価証券を、6ヶ月以内に、50名未満の相手方に對し複数回に分けて勧誘することにより、少人数向け勧誘とはみなされないにもかかわらず、有価証券届出書等を提出しない場合。  
なお、定義府令第10条の2に定める償還期限や利率等については、過度に形式的な判断を行わないことに留意する。
- 海外の相手方に勧誘を行ったが、当該相手方の代理等を行う金融商品取引業者に対する勧誘が国内で行われる等実態に鑑み、海外での募集又は売出しとはみなされないにもかかわらず、有価証券届出書等を提出しない場合。

#### (有価証券報告書の提出を要しなくなった場合の取扱い)

4-2-4

有価証券の取得勧誘又は売付け勧誘（以下4-2-4において「有価証券の勧誘」という。）に当たり、当該有価証券が法第24条第1項ただし書きの規定に該当し、有価証券報告書の提出を要しないこととなっている場合、当該有価証券は法第24条第1項第3号又は第4号に該当する有価証券でないものとして、法2条第3項及び第4項の規定を適用し、有価証券届出書の提出を要しないことに留意する。

ただし、当該有価証券が法第24条第1項第4号の規定に該当することにより有価証券報告書を提出していた者が、当該会社の資本金の額が5億円未満、若しくは当該事業年度の末日における当該有価証券の所有者の数が政令で定める数未満となったことにより、有価証券報告書の提出を要しないこととなった場合において、当該有価証券の勧誘により当該有価証券が取得された結果、当該要件を満たさなくなることが明らかとなる場合、又は、当該有価証券が法第24条第1項第3号若しくは第4号の規定に該当することにより有価証券報告書を提出していた場合において、有価証券報告書を提出しなくても公益又は投資者保護に欠けることがないものとして承認を受け、有価証券報告書の提出を要しないこととなった場合において、当

(新設)

該有価証券の勧誘により当該有価証券が取得された結果、当該承認の要件を満たさなくなることが明らかとなる場合を除くことに留意する。

#### 法第5条（有価証券届出書の提出とその添付書類）

##### （並行募集等に係る有価証券届出書）

5—1 法第4条第1項、第2項又は第3項の規定による届出を必要とする有価証券の募集又は売出しが並行して行われる場合においては、それらの届出は同一の有価証券届出書によってすることができるものとする。また、募集と届出を要せず、かつ有価証券通知書の提出が必要な売出しが並行して行われる場合も同様とし、その場合、当該売出しについては有価証券通知書の提出があつたものとみなす。

##### （様式上の項目以外の項目の追加）

5—3 有価証券届出書の様式上の項目以外で、投資者の投資判断に誤解を生じない範囲において、特に記載すべき事項がある場合には、様式上の項目を設けて、当該必要事項を記載することができるものとする。

例えば、有価証券の募集若しくは売出しが特殊な方法により行われる場合、有価証券の募集若しくは売出しが本邦外において同時に行われる場合、有価証券の募集若しくは売出しに関連し、有価証券の保有者若しくは引受人等との合意がある場合、又は有価証券の募集若しくは売出しに付随し、開示府令第19条第2項第1号ヲ

(1) に定める方法で引受人に割当が行われる場合等は、有価証券届出書の各様式「第一部」中「第1 募集要項」又は「第2 売出要項」の次に「募集又は売出しに関する特別記載事項」の項を設け、その旨及び当該関連事項の内容を記載することができる。

##### （様式上の項目記載）

5—6 有価証券届出書の様式上の項目について、例えば「経営上の重要な契約等」等について記載すべき事実がない場合であっても、項目は省略しないものとし、記載内容については該当がない旨の記載を行うものとする。

##### （株券を発行する場合の払込期日欄）

5—8—2 株券を発行する場合、「払込期日」の欄には、会社法第199条第1項第4号に規定する期間を記載できるものとする。

##### （資金用途の記載）

5—8—3 「手取金の使途」の欄については、例えば、直接の使途を預貯金とした後、最終的な使途を設備資金とするなど、直接の使途に加え、最終的な使途が決定されている場合は両者とも記載するなど、個別の事情等に応じ詳細な記載を行うものとする。

#### 法第5条（有価証券届出書の提出とその添付書類）

##### （並行募集等に係る有価証券届出書）

5—1 法第4条第1項、第2項又は第3項の規定による届出を必要とする有価証券の募集又は売出しが並行して行われる場合においては、それらの届出は同一の有価証券届出書によってすることができるものとする。

##### （募集又は売出しに関する特別記載事項）

5—3 法第4条第1項、第2項又は第3項の規定による届出を必要とする有価証券の募集又は売出しに関する情報（例えば、当該有価証券の募集又は売出しが特殊な方法により行われる場合の当該方法の内容、当該有価証券の募集又は売出しが本邦外において同時に行われる場合のその内容）で特に記載すべき事項（有価証券届出書の他の箇所に記載すべき事項を除く。）がある場合には、有価証券届出書の各様式「第一部」中「第1 募集要項」又は「第2 売出要項」の次に「募集又は売出しに関する特別記載事項」の項を設けて当該事項を記載することができるものとする。

##### （様式上の項目記載）

5—6 有価証券届出書の様式上の項目について、例えば「経営上の重要な契約等」等について記載すべき事実がない場合であっても、項目は省略しないものとする。

（新設）

（新設）

(誤解を生ぜしめるような記載)

5－10 開示府令第二号様式記載上の注意(24)に規定する「工場、製品等の写真、図面その他特に目論見書に記載しようとする事項」の記載に当たっては、投資者が容易に理解できるよう、分かりやすい表現又は表記を使用して記載することに

留意し、また、例えば、次のような投資判断資料として誤解を生ぜしめるような記載についてはこれを行わないことに留意する。

- ① 当該会社の宣伝をするような記載（例えば、当社は〇〇業界においては異色であり、又世界でも屈指の〇〇メーカーである。）
- ② 写真説明に付されている説明が主観的な表現となっている記載（例えば、当社製品の〇〇はその多用途性等の特徴により世界で最も脚光を浴びている製品である。）
- ③ 根拠が不明と考えられる計数の記載（例えば、当社の〇月の主力製品〇〇における営業利益は前年同月比〇%増加した。）

(同様の内容の記載)

5－14 投資者の理解が容易になる観点から、当該箇所に省略することなく記載することが適当であるものを除き、記載内容が同様である又は重複する箇所があれば、当該他の箇所と同様若しくは他の箇所を参照する旨の記載を行うことができる。

(償還の原資が返済金であると認められる場合)

5－23－2 新規発行による手取金を主として特定の他の会社等に対する出資又は貸付等により、当該他の会社等に融通しようとする場合、発行者又は当該他の会社等の経営状況等に鑑み、当該他の会社等が開示府令第二号様式記載上の注意(81)に規定する「投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される保証会社以外の会社」に該当する場合があることに留意し、「当該会社の情報の開示を必要とする理由」には、例えば次のような記載をするものとする。

「平成〇年〇月〇日発行の社債券（券面総額〇〇億円、発行価額の総額〇〇億円）の償還は、〇〇会社に対し〇〇の条件で貸し付けた資金の返済金を原資として行われ、当該〇〇会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況等の企業情報が、投資判断上、重要な事項であると考えられるため、以下に〇〇会社の情報を記載しております。」

(追完情報又は参照情報の「事業等のリスク」の記載)

5－25－2 開示府令第二号の二様式記載上の注意(2)のc又は開示府令第二号の三様式記載上の注意(2)のcに規定する「事業等のリスク」について変更その他の事由の記載に当たっては、有価証券報告書（四半期報告書及び半期報告書を含む。）に記載された事項についても再掲することができる。ただし、その場合は注記においてその旨の記載を要する。

5－30 開示府令第10条第1項第3号ハに規定する「書面」は、上場会社にあってはおおむね様式5－1により、店頭登録会社にあっては様式5－1に準じて、こ

5－10 開示府令第二号様式記載上の注意(24)の規定により記載を行う場合には、例えば、次のような投資判断資料として誤解を生ぜしめるような記載についてはこれを行わないことに留意する。

- ① 当該会社の宣伝をするような記載（例えば、当社は〇〇業界においては異色であり、又世界でも屈指の〇〇メーカーである。）
- ② 写真説明に付されている説明が主観的な表現となっている記載（例えば、当社製品の〇〇はその多用途性等の特徴により世界で最も脚光を浴びている製品である。）

5－14 開示府令第二号様式記載上の注意(41)のaの規定により届出書提出日の属する月の前月末現在における「新株予約権の内容」の記載に当たっては、当該「新株予約権の内容」が最近事業年度の末日のそれらと同様であれば、当該記載に代えて同様である旨を記載することができることに留意する。

また、cにおいても同様とする。

(新設)

(新設)

5－30 開示府令第10条第1項第3号ハに規定する「書面」は、上場会社にあってはおおむね様式1により、店頭登録会社にあっては様式1に準じて、これら以外

これら以外の会社にあってはおおむね様式5－2により作成するものとする。

(様式5－1)

(略)

(様式5－2)

(略)

(業績の概要等の記載)

**5－4 1－2 開示府令第二号の四様式記載上の注意(10－3)又は(10－5)のb**  
(a)から(d)までに規定する「業績の概要」が有価証券届出書提出時点において記載できない場合は、遅くとも発行価格等に係る仮条件を投資者に提示すると同時に訂正する必要があることに留意し、その場合、あらかじめその旨を当初提出する有価証券届出書に注記するものとする。

法第7条（訂正届出書の提出）関係

7－4 開示府令第10条第1項第3号ホ(1)、第14条の4第1項第1号ハ(1)、第14条の12第1項第1号ハ(1)又は第14条の13第1項第1号ヘ(1)若しくは第3号イ(1)に規定する「記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になったこと」とは、例えば7－3の①から⑯まで及び⑯に掲げるような場合に該当することをいう。

なお、7－3の①、③、⑤、⑦、⑧、⑩及び⑯に掲げる場合であって、法に基づく連結財務諸表、四半期連結財務諸表、中間連結財務諸表、財務諸表、四半期財務諸表又は中間財務諸表（7－12、8－3及び10－1において「連結財務諸表等」という。）を作成しておらず、これらを記載できる状態になつてないときには、当該公表された連結財務諸表、四半期連結財務諸表、中間連結財務諸表等又は会社法第435条第2項に規定する貸借対照表及び損益計算書に掲げる書類を添付書類として提出できるものとする。

(訂正届出書の記載方法等)

**7－12 訂正届出書は投資者の理解が容易となるように、訂正前及び訂正後の内容を記載する等の方法により記載するものとし、具体的な訂正理由の記載が必要であることに留意する。**

(訂正届出書の事後的提出)

**7－13 法第4条第1項、第2項又は第3項の規定による届出の効力が生じた後（有価証券を取得させ又は売り付けた後を含む。）においても、例えば、連結財務諸表等の記載内容が大幅に変更される場合等、重要な事項について虚偽の記載があ**

の会社にあってはおおむね様式2により作成するものとする。

(様式1)

(略)

(様式2)

(略)

(新設)

法第7条（訂正届出書の提出）関係

7－4 開示府令第10条第1項第3号ホ(1)、第14条の4第1項第1号ハ(1)、第14条の12第1項第1号ハ(1)又は第14条の13第1項第1号ヘ(1)若しくは第3号イ(1)に規定する「記載すべき重要な事実で、当該書類を提出する時にはその内容を記載することができなかつたものにつき、記載することができる状態になったこと」とは、例えば7－3の①から⑯まで及び⑯に掲げるような場合に該当することをいう。

なお、7－3の①、③、⑤、⑦、⑧、⑩及び⑯に掲げる場合であって、法に基づく連結財務諸表、四半期連結財務諸表、中間連結財務諸表、財務諸表、四半期財務諸表又は中間財務諸表を作成しておらず、これらを記載できる状態になつてないときには、当該公表された連結財務諸表、四半期連結財務諸表、中間連結財務諸表等又は会社法第435条第2項に規定する貸借対照表及び損益計算書に掲げる書類を添付書類として提出できるものとする。

(新設)

(新設)

り、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な事実の記載が欠けている場合は、法第7条後段の規定により自発的に訂正届出書を提出することに留意する。

(証券情報の変更)

7-14 有価証券届出書を提出後、有価証券の募集又は売出しに係る基本的な事項（有価証券の内容、割当予定先等をいう。）について変更が生じることが判明し、訂正届出書が提出された場合は、軽微なものを除き、新たに有価証券届出書が提出されたものとして取扱うことに留意する。なお、当該届出の効力が発生した後、申込みが確定するときまでにおいても同様とする。

(申込期間等の確定)

7-15 5-8の場合において、申込期間等が確定したときは、速やかに訂正届出書を提出することに留意する。

法第8条（届出の効力発生期日）関係

(効力発生の通知等)

8-1 法第8条第3項の規定により、法第5条第1項の規定による届出書（以下8-1、8-2及び8-3において「当初届出書」という。）を受理した日から15日に満たない期間を経過した日に、その効力が発生するよう取り扱うこととする場合は、原則として、当初届出書の提出者等から、当初届出書提出時又は提出以前に当初届出書の内容及び法第8条第3項の適用の必要性について、申出があることを条件とし、当初届出書に係る訂正届出書についても同様とする。

なお、原則として、法第8条第3項の規定による通知については、効力発生通知書（様式8-1）を有価証券届出書の提出者に交付するものとする。

(様式8-1)

文書番号 年 月 日
(商号) (代表者の氏名)
○○財務（支）局長 印
<u>効力発生通知書</u>
金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第8条第3項の規定により、平成 年 月 日に受理した有価証券届出書にかかる同条第1項に規定する期間を 日 間（効力発生日平成 年 月 日）と指定したので通知する。

(新設)

(新設)

法第8条（届出の効力発生期日）関係

(新設)

- (注) 1 法第8条第3項の規定により、有価証券届出書が直ちに若しくは有価証券届出書を受理した日の翌日にその効力を生じる旨を通知する場合は、「同条第1項に規定する期間を 日間(効力発生日平成 年 月 日)と指定した」を「平成 年 月 日にその効力を発生させることとした」とすること。
- 2 同一日に2以上の有価証券届出書が提出されている場合は、識別が可能な様に「有価証券届出書」の後に括弧書きで当該有価証券届出書の募集又は売出しの概要を記載すること。
- 3 訂正届出書が提出された場合は、「有価証券届出書」の後に「及び平成 年 月 日に受理した訂正届出書」を挿入すること。
- 4 効力発生通知書の欄外には、法における注意事項を記載することができる。
- 5 この様式は発行登録書の効力発生を通知する場合において準用すること。その場合、「金融商品取引法(昭和23年法律第25号)」の後に「第23条の5第1項において準用する同法」を記載し、「有価証券届出書」は「発行登録書」とすること。
- 6 この様式により難い場合は、適宜の様式で作成すること。

(有価証券届出書の届出者が一定の要件に該当する場合における届出の効力発生日の取扱い)

8-2 法第4条第1項又は第2項の規定による届出に関し、有価証券届出書の届出者が一定の要件に該当する場合における当該届出の効力発生日については、次によることとする。

① 当該届出者が法第5条第3項に掲げる要件を満たす者である場合には、法第8条第3項の規定により、当初届出書を受理した日から15日に満たない期間を経過した日に、その効力が発生するよう取り扱うことができる。ただし、当該取扱いが適当でないと認められる場合は、この限りでない。

② (略)

③ ①及び②に規定する「15日に満たない期間を経過した日」とは、おおむね7日を経過した日をいう。

ただし、その期間については、少なくとも、4日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年12月13日法律第91号)第1条第1項各号に掲げる日(以下「行政機関の休日」という。)の日数は、算入しない。)を確保することとし、確保できない場合は、4日(行政機関の休日の日数は、算入しない。)を確保できるように日数を加算して効力発生日を指定する。

④ ①及び②に問わらず、第三者割当にかかる有価証券届出書が、C個別ガイドラインⅢ「株券等発行に係る第三者割当」の記載に関する取扱いガイドラインの審査対象に該当する場合は、原則として、法第8条第3項の規定は適用しないものとする。

⑤ (略)

(有価証券届出書の届出者が一定の要件に該当する場合における届出の効力発生日の取扱い)

8-1 法第4条第1項、第2項又は第3項の規定による届出に関し、有価証券届出書の届出者が一定の要件に該当する場合における当該届出の効力発生日については、次によることとする。

① 当該届出者が法第5条第3項に掲げる要件を満たす者である場合には、法第8条第3項の規定により、法第5条第1項の規定による届出書(以下②及び8-2において「当初届出書」という。)を受理した日から15日に満たない期間を経過した日に、その効力が発生するよう取り扱うことができる。ただし、当該届出者から当該取扱いについて申出がない場合、又は当該取扱いが適当でないと認められる場合は、この限りでない。

② (略)

③ ①及び②に規定する「15日に満たない期間を経過した日」とは、おおむね7日を経過した日をいう。

④ (略)

⑥ 当該届出者が、法第4条第1項の規定により届出をした株式の募集を行った結果生じた失権株を当該募集と並行して再募集するための届出を行った場合等公益又は投資者保護上特段支障がなく、かつ必要であると認められる場合は、法第8条第3項の規定を適用して、1日（行政機関の休日の日数は、算入しない。）を経過した日にその届出の効力を生じさせることができるものとする。

（訂正届出書に係る効力発生日の取扱い）

8—3 法第7条の規定により当初届出書に係る訂正届出書の提出があった場合の効力発生日については、次によることとする。

イ 初届出書の証券情報に関する事項に係る訂正届出書の提出があった場合（法第8条第1項かっこ書に規定する訂正届出書の提出があった場合を含む。以下8—3において同じ。）には、口、ハを除き、法第8条第3項の規定を適用して1日（行政機関の休日の日数は、算入しない。）を経過した日にその届出の効力を生じさせるものとする。ただし、例えば、当初届出書がC個別ガイドラインⅢ「株券等発行に係る第三者割当」の記載に関する取扱いガイドラインの審査対象に該当する有価証券届出書であって、当該第三者割当に関する事項が大幅に変更される場合等、当該取扱いが適当でないと認められる場合は、この限りではない。

ロ 発行価格若しくは売出価格又は利率が未定であるものであって当初届出書の証券情報に関する事項に係る訂正届出書の提出につき、次に掲げる場合には、当該訂正届出書の提出日又はその翌日にその届出の効力を生じせるものとする。ただし、当該取扱いが適当でないと認められる場合は、この限りではない。

① 当該有価証券の取得等の申込みの勧誘時において発行価格等に係る仮条件を投資者に提示し、当該有価証券に係る投資者の需要状況を把握した上で発行を行う場合（株式の発行数又は社債の券面総額等が当該投資者の需要状況によって、発行価格等の決定と同時に変更（当該変更の内容が投資者に容易に理解でき、その内容が注記されているものに限る。）される場合を含む。）

② 開示府令第二号の四様式により有価証券届出書を提出して募集又は売出しを行う場合

ハ 株式の発行数又は社債の券面総額の変更（軽微なもの及びロに該当するものを除く）については、法第8条第3項の規定を適用して3日（行政機関の休日の日数は、算入しない。）を経過した日に効力を生じせるものとする。ただし、当該取扱いが適当でないと認められる場合は、この限りではない。

ニ 7—1②、7—3及び7—10の規定により、訂正届出書の提出があった場合及びその他証券情報以外の情報に関する事項に係る訂正届出書の提出があった場合は、原則として、法第8条第3項の規定を適用して3日（行政機関の休日の日数は、算入しない。）を経過した日に効力を生じせるものとする。

なお、7条後段の規定により提出された証券情報以外の情報に関する事項に係る軽微な事項の訂正届出書の提出があった場合は、適用外とし、法第8条第3項の規定を適用して1日（行政機関の休日の日数は、算入しない。）を経過

（証券情報に関する事項の訂正等に係る届出の効力発生日の取扱い）

8—2 初届出書の証券情報に関する事項に係る訂正届出書の提出があった場合（法第8条第1項かっこ書に規定する訂正届出書の提出があった場合を含む。以下8—2において同じ。）又は法第4条第1項の規定により届出をした株式の募集とした結果生じた失権株を当該募集と並行して再募集するための届出があつた場合には、法第8条第3項の規定を適用しておおむね1日を経過した日にその届出の効力を生じさせるものとする。

ただし、発行価格若しくは売出価格又は利率が未定であるものであって当初届出書の証券情報に関する事項に係る訂正届出書の提出につき、次に掲げる場合には、当該訂正届出書の提出日又はその翌日にその届出の効力を生じせるものとする。

① 当該有価証券の取得等の申込みの勧誘時において発行価格等に係る仮条件を投資者に提示し、当該有価証券に係る投資者の需要状況を把握したうえで発行を行う場合

② 開示府令第二号の四様式により有価証券届出書を提出して募集又は売出しを行う場合

なお、株式の発行数又は社債の券面総額の変更等のうち当該取扱いが適当でないと認められる場合は、おおむね3日を経過した日に効力を生じせるものとする。

した日に効力を生じさせるものとする。ただし、例えば、連結財務諸表等の記載内容が大幅に変更される場合等、当該取扱いが適当でないと認められる場合は、この限りではない。

法第9条（形式不備等による訂正届出書の提出命令）関係

9－1 有価証券届出書に必要な記載事項が記載されていない若しくは必要な添付書類が添付されていない等の形式上の不備があり、又は記載事項が法令等において定められたとおり記載されず投資判断を行うのに必要な情報が不足するなど記載すべき重要な事項が不十分であると認められる場合には、まずは提出者等に対し、ヒアリング等を通じて、必要と考えられる自発的な訂正届出書の提出を求めることとする。

その結果、訂正届出書の提出がなされない場合、必要に応じて法第26条の規定に基づく報告を求め、法第9条第1項の規定に基づく訂正命令の発出の検討を行うものとする。

法第10条（虚偽記載等による訂正届出書の提出命令及び効力の停止命令）関係

10－1 法第10条の規定による処分等を行う場合は、以下のとおり取扱う。

① 法第10条第1項の適用に当たっては、投資者の投資判断に影響を与えると考えられる事項について、影響度を個別に検討し判断するものとする。

投資者の投資判断に影響を与えると考えられる事項については、例えば、提出者の連結財務諸表等の貸借対照表の資産・負債の総額、純資産合計や損益計算書の当期純利益等が一定以上変動する場合のほか、提出者の事業実施等に不可欠な資産計上の誤りや提出者の株主の状況又は発行有価証券の流動性の誤り等についても対象となり得るので、機械的・画一的な検討を行わないよう留意する。

なお、重要な事項の判断については、単に記載上の注意等により定められている記載事項の有無により判断することのないよう留意する。

② 有価証券届出書に重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていること（以下10－1において「虚偽記載等」という。）がある可能性が判明した場合は、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて法第26条の規定に基づく報告を求ることを通じて、事実関係の把握に努めることとする。

なお、連結財務諸表等に係る虚偽記載等がある可能性が判明した場合は、当連結財務諸表等に監査証明を行なった公認会計士又は監査法人（以下25－2において「監査法人等」という。）に対しても、深度あるヒアリング、若しくは必要に応じて、法第26条又は第193条の2第6項の規定に基づく報告を求ることとする。

その結果、虚偽記載等があることが判明した場合は、速やかに自発的な訂正届出書を提出することを求ることとし、適正な訂正届出書の提出がなされな

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

いと認められた場合若しくは公益又は投資者保護上必要と考えられる場合等には、速やかに法第10条第1項に基づく訂正届出書の提出命令の手続きに入ることとする。

- ③ 訂正届出書の提出命令を行おうとする場合、法第8条第1項の期間が経過するまでに、必要と考えられる訂正が行われない可能性がある等、必要かつ適当と認められる場合には、効力の停止命令を併せて行うことを検討するものとする。
- ④ 法第10条第3項に定める停止命令の解除の決定については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて法第26条の規定に基づく報告を求めるを通じて、訂正届出書の内容のほか、提出者の財務処理体制並びに内部統制の状況等についても、十分把握した上で総合的に判断するものとする。

#### 法第11条（虚偽記載のある有価証券届出書の届出後1年以内の届出の効力の停止等）関係

##### 11-1 法第11条の規定による処分等を行う場合は以下のとおり取扱う。

- ① 法第11条第1項の適用に当たっては、株価や経営状況等の提出者を巡る状況について情報収集し、当該状況が混乱していると考えられる場合にその検討を行うものとする。その決定に当たっては、当該混乱の状況、有価証券届出書提出の対象となる募集又は売出しが証券市場に与えると考えられる影響及び重要な事項について虚偽の記載があると認められた有価証券届出書の当該虚偽の内容等について検討し、総合的に判断するものとする。
- ② 法第11条第1項に定める相当と認められる期間の決定に当たっては、提出者を巡る状況の混乱が収束すると考えられる期間とし、①に掲げる要因に加え、提出者の財務処理状況等も考慮して、総合的に判断するものとする。
- ③ 法第11条第2項に定める処分の解除の決定に当たっては、当該虚偽記載に係る投資者への周知度のほか、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて法第26条の規定に基づく報告を求めるを通じて、提出者の財務処理体制並びに内部統制の状況等についても、十分把握した上で総合的に判断するものとする。

#### 法第23条の3（発行登録書の提出）関係

##### （有価証券届出書等に関する取扱いの準用）

23の3-2 5-3から5-11、5-14、5-23、5-23-2、5-25-2、5-26から5-32まで及び5-42は、発行登録書に関する取扱いについて準用する。

##### （発行登録書提出における留意事項）

23の3-4 発行登録書を提出する場合、発行登録番号及び発行予定期間の記載については、提出前に提出先の財務局に確認することに留意する。

また、発行登録は募集又は売出しごとに提出する必要があるほか、法第2条第1

（新設）

（新設）

#### 法第23条の3（発行登録書の提出）関係

##### （有価証券届出書等に関する取扱いの準用）

23の3-2 5-3、5-4、5-5、5-7から5-11、5-23、5-26から5-32まで及び5-42は、発行登録書に関する取扱いについて準用する。

（新設）

項に掲げる有価証券の種類が異なる場合は、当該有価証券の種類ごとに発行登録書を提出する必要があることに留意する。

なお、有価証券の種類が同一であるものについては、原則として、発行登録書は複数提出しないものとするが、有価証券の内容又は発行の目的等（以下23の3－4において「内容等」という。）が発行登録時点において異なるものとして決定されている場合は、当該内容等ごとに発行登録書を提出することを妨げないものとし、開示府令第十一号様式の「発行登録の対象とした募集（売出）有価証券の種類」に当該内容等を注記するものとする。

（事前警告型買収防衛策等としての利用）

23の3－5 事前警告型買収防衛策として利用するために新株予約権の発行登録を行うこと等、特別な意図をもって有価証券の発行登録を行う場合は、その他の記載事項にその内容を具体的に記載するものとする。

法第23条の4（訂正発行登録書の提出）関係

（訂正を要しない事項）

23の4－4 開示府令第十一号の三様式「記載上の注意（3）の（f）」に掲げる訂正発行登録書の提出理由のうち「引受人の異動」については、単なる名称変更是含まれないことに留意する。

（訂正発行登録書の記載）

23の4－5 開示府令第十一号の三様式記載上の注意（3）の（f）により訂正発行登録書を提出する場合は、投資者の理解が容易となるように、訂正前及び訂正後の内容を記載する等の方法により、訂正内容を記載することに留意する。

法第23条の5（発行登録書の効力発生日）関係

（有価証券届出書に関する取扱いの準用）

23の5－1 8－1及び8－2（④及び⑤を除く。）は、発行登録の効力の発生に関する取扱いについて準用する。

法第23条の8（発行登録追補書類の提出）関係

（有価証券届出書等に関する取扱いの準用）

23の8－2 4－13から4－20まで、5－3から5－7－5、5－8－3、5－9から5－11、5－14、5－23、5－23－2、5－25－2、5－31及び5－32は、発行登録追補書類に関する取扱いについて準用する。

（発行登録追補書類の訂正）

23の8－3 投資者の投資判断に影響がないと認められる軽微な訂正事項がある場合は、訂正発行登録書により発行登録追補書類を訂正することができる。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（有価証券届出書に関する取扱いの準用）

23の5－1 8－1（④を除く。）は、発行登録の効力の発生に関する取扱いについて準用する。

法第23条の8（発行登録追補書類の提出）関係

（有価証券届出書等に関する取扱いの準用）

23の8－2 4－13から4－20まで、5－3、5－4、5－5及び5－7から5－7－5、5－9から5－11、5－23、5－31及び5－32は、発行登録追補書類に関する取扱いについて準用する。

（新設）

<p><u>法第23条の9（形式不備等による訂正発行登録書の提出）関係</u></p> <p><u>（有価証券届出書等に関する取扱いの準用）</u></p> <p><u>23の9—1 9—1は、発行登録書又は訂正発行登録書に関する取扱いについて準用する。</u></p>	<p><u>法第23条の9（訂正発行登録書の提出）関係</u></p> <p><u>（訂正を要しない事項）</u></p> <p><u>23の9—1 開示府令第十一号の三様式「記載上の注意（3）の（e）」に掲げる訂正発行登録書の提出理由のうち「引受人の異動」については、単なる名称変更是含まれないことに留意する。</u></p>
<p><u>法第23条の10（虚偽記載等による訂正発行登録書の提出命令）関係</u></p> <p><u>（有価証券届出書等に関する取扱いの準用）</u></p> <p><u>23の10—1 10—1は、発行登録書、訂正発行登録書又は発行登録追補書類に関する取扱いについて準用する。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p><u>法第23条の11（虚偽記載による発行登録の効力の停止等）関係</u></p> <p><u>（有価証券届出書等に関する取扱いの準用）</u></p> <p><u>23の11—1 11—1は、発行登録書、訂正発行登録書又は発行登録追補書類に重要な事項について虚偽の記載がある場合について準用する。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p><u>法第24条（有価証券報告書及びその写しの提出）関係</u></p> <p><u>（有価証券届出書等に関する取扱いの準用）</u></p> <p><u>24—10 5—3、5—6、5—7—3、5—10、5—12から5—14まで、5—16から5—23—2まで及び5—42は、有価証券報告書に関する取扱いについて準用する。さらに、5—36から5—41までは、開示府令第四号様式による有価証券報告書に関する取扱いについて準用する。</u></p>	<p><u>法第24条（有価証券報告書及びその写しの提出）関係</u></p> <p><u>（有価証券届出書等に関する取扱いの準用）</u></p> <p><u>24—10 5—6、5—7—3、5—12から5—14まで、5—16から5—23まで及び5—42は、有価証券報告書に関する取扱いについて準用する。さらに、5—36から5—41までは、開示府令第四号様式による有価証券報告書に関する取扱いについて準用する。</u></p>
<p><u>法第24条の3（虚偽記載のある有価証券報告書の提出後1年内の届出の効力の停止等）関係</u></p> <p><u>24の3—1 11—1は、重要な事項について虚偽の記載がある有価証券報告書を提出した場合について準用する。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p><u>法第24条の4の7（四半期報告書の提出）関係</u></p> <p><u>（有価証券届出書等に関する取扱いの準用）</u></p> <p><u>24の4の7—7 5—3、5—6、5—7—3、5—10、5—13、5—14、5—16から5—21、5—23、5—23—2及び5—42は、四半期報告書に関する取扱いについて準用する。</u></p>	<p><u>法第24条の4の7（四半期報告書の提出）関係</u></p> <p><u>（有価証券届出書等に関する取扱いの準用）</u></p> <p><u>24の4の7—7 5—6、5—7—3、5—13、5—16から5—21、5—23及び5—42は、四半期報告書に関する取扱いについて準用する。</u></p>
<p><u>法第24条の5（半期報告書、臨時報告書及びこれらの書類の写しの提出）関係</u></p>	<p><u>法第24条の5（半期報告書、臨時報告書及びこれらの書類の写しの提出）関係</u></p>

<p>(有価証券届出書等に関する取扱いの準用)  <u>24の5-7 5-3、5-6、5-7-3、5-10、5-13、5-14、5-16から5-21、5-23、5-23-2及び5-42は、半期報告書に関する取扱いについて準用する。</u></p>	<p>(有価証券届出書等に関する取扱いの準用)  <u>24の5-7 5-6、5-7-3、5-11、5-13、5-16から5-21、5-23及び5-42は、半期報告書に関する取扱いについて準用する。</u></p>
<p>法第25条（有価証券届出書、有価証券報告書等の公衆縦覧）関係</p>	<p>法第25条（有価証券届出書、有価証券報告書等の公衆縦覧）関係</p>
<p>(秘密事項等の非縦覧の承認)</p>	<p>(新設)</p>
<p><u>25-2 法第25条第4項の規定による承認に当たっては、秘密事項の内容、公衆の縦覧に供しないことの必要性、及び投資者保護上の問題点等について、総合的に比較考量のうえ、判断することに留意する。</u></p>	<p><u>承認申請については、申請理由を記載した申請書（様式任意）を提出することとし、必要に応じ、参考となる資料及び監査法人等関係者からの意見書等の添付を求めるものとする。</u></p>
<p><u>また、上場会社（上場予定も含む。）に係る承認については、必要に応じ当該会社が上場する取引所の意見も参考とすることとする。</u></p>	<p><u>なお、当該申請が事務所に到達した日から、2カ月（当該申請を補正するためには要する期間、又は当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間を除く。）以内に処分を行うよう努めるものとする。</u></p>
<p>(訂正命令による非縦覧の決定)</p>	<p>(新設)</p>
<p><u>25-3 法第25条第6項の規定による決定については、公益又は投資者保護の観点から必要性を検討することとする。例えば、同項各号に係る処分を行なったにもかかわらず、速やかな訂正報告書等の提出が不可能と認められるものや、速やかに公衆の縦覧に供しないこととしなければ、株価形成上問題となる恐れがあると認められる場合など、多数の投資者の投資判断に誤解が生ぜしめるものが対象となることが考えられる。</u></p>	<p>C 個別ガイドライン</p>
<p>C 個別ガイドライン</p>	<p>C 個別ガイドライン</p>
<p>III 「株券等発行に係る第三者割当」の記載に関する取扱いガイドライン</p>	<p>(新設)</p>
<p><u>第三者割当（開示府令第19条第2項第1号ヲに規定する第三者割当をいう。以下、C個別ガイドラインⅢにおいて同じ。）に係る届出書について、財務局が必要に応じ、特に重点的に行う審査の内容は、以下のとおりとする。</u></p>	<p><u>（1）審査対象先</u></p>
<p><u>審査を行う対象については、上場会社の提出する届出書を中心とし、第三者割当の内容が以下に掲げる事項に該当するものとする。</u></p>	<p><u>① 大規模な第三者割当（第二号様式記載上の注意(23-6) 大規模な第三者割当に関する事項に該当するものをいう。以下、C個別ガイドラインⅢにおいて同じ。）に該当する場合（ただし、資本提携又はグループ企業による株式の引</u></p>

受けの実態を有することが明らかなものを除く。)

(注) ただし書きに該当しない純投資又は資金調達目的での大規模な第三者割当の場合、第二号様式記載上の注意同(23-3) e「株券等の保有方針」、同(23-4)「株券等の譲渡制限」における記載内容及び以下の(1)③に列挙する事由への該当性の有無等の実態を考慮して、審査の必要性を判断することに留意する。

② 割当予定先の属性について周知性が低いと考えられる第三者割当である場合

(注) 上場会社の完全子会社又は上場会社が組成したファンド等が割当予定先となる場合等においては、基本的に審査対象から除かれるものと考えられるが、以下の(1)③に列挙する事由への該当性の有無等の実態を考慮して、審査の必要性を判断することに留意する。

③ ①又は②に該当しない第三者割当に係る届出書等であっても、提出者がおおむね最近6カ月の間に他の第三者割当を行った場合、提出者が直近に授權資本枠を拡大した場合、提出者がその株式を上場する金融商品取引所の債務超過若しくは上場時価総額基準に抵触している場合、過去に提出者が行った第三者割当で失権があった場合、過去に同じ割当予定先に第三者割当を行っている場合、その他審査の必要があると考えられる場合

(注) その他審査の必要があると考えられるものには、例えば、直近の有価証券報告書若しくは四半期報告書に継続企業の前提に関する注記が記載されている場合、又は財務書類監査公認会計士等の異動に係る臨時報告書が提出されている場合であって、当該注記又は当該臨時報告書の記載内容に照らし、審査の必要がある場合等が考えられる。

④ 法第二十四条第一項各号のいずれかに該当する株券（以下④において「有報提出対象株券」という。）についての取得請求権が付されている種類株券が第三者割当により発行される場合であって、割当予定先又は発行体等の自由な裁量等により、短期間に有報提出対象株券の発行が相当程度見込まれるものについては、法第2条第3項第2号ハに規定する「多数のものに譲渡されるおそれがないもの」には該当しないものと考えられる。よって、今回、第三者割当の開示内容が改正されたことに鑑み、このような種類株券の取得勧誘について、臨時報告書を提出し、有価証券届出書の提出を回避しようとする者については、法令違反に該当する可能性があることから、有価証券届出書の必要性について入念に審査することに留意する。

なお、審査の結果、有価証券届出書の提出要件に該当すると考えられるものについては、有価証券届出書の提出を強く求めることとし、求めに応じない者がある場合は、財務局担当課室は速やかに金融庁担当課室に連絡し、対応を協議するものとする。

(2) 審査要領

第二号様式の記載上の注意について、審査を行う場合は、以下の審査要領に従い実施する。

なお、審査に際しては、必要に応じて当該届出書の提出者に具体的な説明を求め

ることとするが、個人等の秘密に関する事項等の記載については、十分配慮することに留意する。

① 手取金の使途

イ. 記載上の注意 (20) 手取金の使途について、手取金使途の区分ごとの内容、金額及び支出予定時期について、実態に即した記載となっているかという観点から、記載内容を審査する。

(注) 「実態に即した記載」の審査に当たっては、必要に応じ、使途の内容に対応する事業計画、資金繰り、資金調達を行う理由等（資料を含む）を確認し、また、新株予約権の場合、権利行使の可能性や時期等との関係に留意し、開示書類に記載された使途の内容の整合性等に着目することが考えられる。

（資料の例）

- ・資金繰り表
- ・事業計画書
- ・返済計画表（使途が借入金等の返済の場合）
- ・各借入先別の月次返済計画を示す資料

また、提出者が割当予定先の紹介、あっせん等を行った第三者に支払う手数料等の対価であっても、例えば、払込金額の総額に対する手数料の割合が著しく高い等、その態様に応じ、手取金の使途として記載する必要があると考えられる。

ロ. 提出者を債務者とする金銭債権を第三者割当に係る出資の目的とするとき、当該金銭債権に係る金銭の使途が、金銭出資の場合に準じて記載されているかを審査する。

ハ. 払込完了前に手取金の使途（手取金の総額並びにその使途の区分ごとの内容、金額及び支出予定時期の記載内容をいう。以下、C個別ガイドラインⅢにおいて同じ。）に重要な変更が生じることが判明した場合には、訂正届出書の提出が必要となることに留意する。

なお、払込完了後、手取金の使途に重要な変更が生じた場合は、理由等を含め、その内容を有価証券報告書（開示府令第三号様式記載上の注意（23）c）に記載することに留意する。

② 割当予定先の状況

割当予定先の状況については、割当予定先が真に実在するか等が、必要に応じ資料等により確認され、実態に即した記載となっているかという観点から、記載内容を審査するほか、以下の項目により審査を行うこととする。

イ. 割当予定先の概要

第二号様式記載上の注意（23-3）a「割当予定先の概要」の記載内容を審査するに当たっては、次の点に留意する。

a. 提出者は、第二号様式記載上の注意（23-3）a（a）に従い記載する住所又は（c）及び（d）に規定する所在地の情報を、どのような方法（例えば、住民票又は登記事項証明書等の書面及び住所又は所在地への訪問等）で確認しているか。

また、提出者は、割当予定先が有価証券報告書提出会社以外の法人その

- 他の団体の場合は、同記載上の注意に従い記載する主たる出資者及び業務執行組合員等に関する情報をどのように方法で確認しているか。
- b. 同(23-3) aの(a)に規定する個人の職業について、勤務先がある場合は当該勤務先の名称、所在地及び事業の概要等が記載されているか。
  - c. 同(23-3) a(c)及び(d)に規定する主たる出資者は、おおむね10%以上を出資している先が記載されているか。なお、当該主たる出資者について、法第27条の23第5項に規定する共同保有者に相当する者が存在する場合は、当該共同保有者の出資分が考慮されているか。
  - d. 同(23-3) a(c)及び(d)に規定する主たる事務所の連絡責任者として、提出者の国内における代理人等が存在する場合は、当該代理事務の内容等により、当該代理人等も含めて記載される場合が考えられる。  
(注)「代理事務の内容等」とは、例えば、当該第三者割当にかかる事務代理を行う場合等が考えられる。
  - e. 同(23-3) a(d)に規定する法人以外の団体の業務執行組合員等が、法人以外の団体に該当する場合は、さらにその団体の業務執行組合員等について確認し、団体の業務執行組合員等が最終的に法人以外の団体以外となるまで同様に確認する必要がある場合が考えられる。

**□ 割当予定先の選定理由**

第二号様式記載上の注意(23-3)cの「割当予定先の選定理由」については、割当予定先を選定した理由に加え、提出者による割当予定先の選定の過程が具体的に記載されているかを審査する。なお、この場合、提出者が第三者からの紹介、あっせんその他これに類する行為に基づき、割当予定先の検討を行った場合は、当該内容等も含めて記載することが考えられる。

**ハ 株券等の保有方針**

第二号様式記載上の注意(23-3)e「株券等の保有方針」では、割当予定先による株券等(割り当てられた新株予約権の行使等により取得した株式を含む。)の保有期間や転売予定といった割当予定先の株券等の保有に関する方針について、提出者が確認した態様(割当予定先に対する書面での確認の有無等)を踏まえ、記載内容を審査する。

(注) 提出者の親会社や主要株主に異動があった場合は、提出者において臨時報告書を遅滞なく提出する必要があるので、割当予定先の状況や割当予定先による株券等の保有方針の内容に応じ、提出者に割当予定先の株券等の保有状況を把握する方法を確認することが考えられる。

また、提出者がおおむね最近6ヶ月の間に他の第三者割当を行った場合、当該第三者割当にかかる株券等の現在の保有状況等を確認の上、株券等の保有方針の記載を審査することが考えられる。

**二 払込みに要する資金等の状況**

第二号様式記載上の注意(23-3)f「払込みに要する資金等の状況」の記載内容を審査するに当たっては、次の事項に留意する。

- a. 払込みに係る資金又は財産の内容が具体的なものとなっているか。
- b. 当該資金又は財産の存在をどのような方法で確認しているか。例えば、提出者が、割当予定先による払込資金の調達方法、割当予定先の財務状況

等に鑑み、必要に応じて、当該資金又は財産の存在を証する書面を確認しているか。

- c. 割当予定先が現時点での払込みに係る資金を保有していない場合、割当予定先における払込み時に必要な資金の保有見込みが記載されているか。例えば、割当予定先が払込み資金を借り入れにより手当する場合、当該借入先の名称及び貸付者が貸付けを実行するための重要な前提条件等があればその概要が記載されているか。
- d. 提出者を債務者とする金銭債権を出資の目的とするときは、当該金銭債権の内容が具体的に記載されているか。

ホ. 割当予定先の実態

第二号様式記載上の注意（23-3）g 「割当予定先の実態」のまた書きの記載内容を審査するに当たっては、次の事項に留意する。

- a. 「暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体」の認定に当たっては、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）に規定される「反社会的勢力」の定義を参考にする。

(参考) 「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）

i. 反社会的勢力による被害を防止するための基本原則

- 組織としての対応
- 外部専門機関との連携
- 取引を含めた一切の関係遮断
- 有事における民事と刑事の法的対応
- 裏取引や資金提供の禁止

ii. 反社会的勢力のとらえ方

暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である「反社会的勢力」をとらえるに際しては、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等といった属性要件に着目するとともに、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求といった行為要件にも着目することが重要である（平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」参照）。

(注) 「その他の犯罪行為」には、風説の流布、偽計、相場操縦、インサイダー取引等不適切な取引等に係る犯罪行為が含まれることが考えられる。また、「割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか」には、直接的な関係以外に、特定団体等に資金を提供し、又は特定団体等から提供を受けた資金を運用した利益を特定団体等に還元するなどして、特定団体等の資金獲得活動に協力し、又は関与する個人、法人及びその他の団体を通じた間接的な関係についても含まれることが考えられる。

- b. 割当予定先が特定団体等に該当するか否かについては、当該割当予定先

に加え、例えば、当該割当予定先の親会社、主たる出資者、子会社、役員等について確認することが考えられる。割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かは、当該割当予定先が内部規程等に従い独自に取り組んでいる事項等を確認することが考えられるが、そのような事項がない場合は、例えば、当該割当予定先が資金提供その他の行為を通じて特定団体等の運営に関与し、又は特定団体等が当該割当予定先の経営に関与する関係を有しているか否かについて確認することが考えられる。

- c. 提出者が調査機関を利用して調査を行った場合は、当該調査機関等の名称及び調査結果が具体的に記載されているか。なお、割当予定先の実態について、提出者が当該割当予定先に対し、ヒアリングにより確認した場合は、当該ヒアリング内容を具体的に記載することが考えられるが、調査機関等を活用せずに調査を行った場合は、その説明等が具体的に記載される場合があると考えられる。
- d. b 及び c について、割当予定先が金融機関、金融商品取引業者又は取引所に上場する者等一定の類型に該当する場合に、当該類型に該当することの確認を記載することで足りるかどうかは、個別の事情により判断されると考えられる。

### ③ 発行条件に関する事項

第二号様式記載上の注意（23－5）「発行条件に関する事項」の記載内容を審査するに当たっては、次の点に留意する。

- イ. 第三者割当が現物出資により行われる場合、現物出資の目的とされる財産の価額の算定根拠が記載されているか。
- ロ. 提出者が第三者割当は有利発行に該当しないと判断した場合、どのように提出者が判断した理由が具体的に記載されているか。

(注) この場合、株価下落リスク等の観点から十分な検討が行なわれていることが考えられるほか、例えば、株式の第三者割当において、発行価格が直前日の株価、又は発行から1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月の平均株価に一般的なディスカウント率（おむね10%）を勘案した額のいずれかを下回っているが、有利発行に該当しないものと判断されている場合は、当該判断の過程が具体的に記載されていると考えられる。

ハ. 提出者の監査役又は監査委員会が、第三者割当が有利発行により行われるものでないことについて、適法性の意見表明を行う場合、当該意見の概要に加え、当該意見の基礎となる判断要素の概要等が記載されているか。

二. 第三者算定機関が第三者割当に係る有価証券の理論価格等の評価を行っている場合には、当該第三者算定機関の名称、評価対象及び評価の概要について、投資者に分かりやすく記載されているか。

### ④ 大規模な第三者割当の必要性

第二号様式記載上の注意（23－8）「大規模な第三者割当の必要性」の記載内容を審査するに当たっては、次の点に留意する。

- イ. (23－8) a に規定する「大規模な第三者割当を行うこととした理由」が

手取金の額及び使途と関連付けられて具体的に説明されているか、提出者が他の種類の有価証券の発行、公募増資、株主割当又は借入等の他の資金調達手段の比較を行っているか、当該比較を行っている場合にその比較を踏まえた判断の概要が記載されているか、提出者が新株予約権証券又は新株予約権証券付社債券を発行する場合は、提出者の資金需要、新株予約権が行使される時期、新株予約権行使を制限する条件の有無等との関係において、説明が具体的に記載されているか。

□ (23-8) bに規定する「既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容」については、大規模な第三者割当による既存の株主にとっての利益又は不利益（例えば、議決権の希薄化による他の株主への影響及び株価下落リスクに対する対応策等をいう。）について、提出者はどのような判断を行ったかに関して、具体的に記載されているか。

ハ 「経営者から独立した者からの意見」とは、例えば、社外取締役、社外監査役、監査委員会又は第三者委員会からの意見が考えられる。提出者がこれらの者から意見を取得した場合、意見を出した者の氏名及び属性（所属、所属先と提出者との関係等の独立性の程度を含む。）が記載されているか。

⑤ その他参考になる事項

第二号様式記載上の注意 (23-10) 「その他参考になる事項」については、当該第三者割当に関して、様式上の項目以外に開示が必要と考えられる事項の記載がなされているか審査する。

(3) その他

① 事前の相談の活用

第三者割当の審査については、審査事項が多岐に渡ることから、提出者に対し積極的に事前の相談制度を活用するよう懇意することとする。

② 割当予定先が未定等である場合の取扱い

割当予定先となる法人が設立中である場合等により、割当予定先等の記載事項に未定箇所がある届出書については、未定箇所が確定され、訂正届出書の提出が必要であることに留意する。なお、法第8条第1項に規定する期間までに、訂正届出書の提出がなされないことが懸念される場合等は、速やかに訂正届出書の提出命令及び効力の停止命令の発動を検討することとし、具体的にはB基本ガイドライン9-1又は10-1により対応することに留意する。

③ 臨時報告書の審査

第三者割当により、開示府令第19条第2項第1号又は第2号に基づく臨時報告書が提出された場合において、有価証券届出書に準じて審査を行うものとする。この場合、対象となる株券等における有価証券届出書の必要性についても入念に審査を行うものとし、対象となると考えられる場合には、有価証券届出書の提出を求めるることとし、求めに応じない者がある場合は、財務局担当課室は速やかに金融庁担当課室に連絡し、対応を協議するものとする。